

[事案 2021-294] 保険料返還請求

・令和4年7月4日 裁定終了

<事案の概要>

契約後のアフターサービスが不十分であったこと等を理由に、保険料の一部返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年7月に契約した終身保険（保険料は終身払）について、契約後、既払込保険料が死亡保険金額を超える際には、契約者に確認するようなアフターサービスを行うべきであるが、保険会社はそれを怠ったことから、既払込保険料と死亡保険金額に相応しい保険料との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社には、既払込保険料が死亡保険金額を超える際に契約者に確認する制度はない。
- (2) 毎年、申立人にご契約内容のお知らせ等を送付しており、申立人は既払込保険料が保険金額を超える時期について把握することが可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の契約後のアフターサービスが不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。